

産業競争力会議課題別会合の開催について

〔平成27年10月15日〕
産業競争力会議議長決定(案)

1. 「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）、「『日本再興戦略』改訂2014」（平成26年6月24日閣議決定）及び「『日本再興戦略』改訂2015」（平成27年6月30日閣議決定）を着実に実行するとともに、我が国産業の競争力強化や国際展開に向け残された課題に対応するため、必要に応じ、特定の議題について議論を行う産業競争力会議課題別会合（以下「課題別会合」という。）を開催する。
2. 課題別会合の構成員は、議題となる分野ごとに、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員の追加又は関係者の出席を求めることができる。

議 長 内閣総理大臣
議長代理 副総理
副 議 長 経済再生担当大臣兼内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、
内閣官房長官、経済産業大臣
構 成 員 課題別会合の議題となる分野に係る産業競争力会議
実行実現点検会合及び産業競争力会議WGの構成員
3. 課題別会合の庶務は、経済産業省等関係行政機関の協力を得て、内閣官房日本経済再生総合事務局において処理する。
4. 前各項に定めるもののほか、課題別会合の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。